## 負担上限月額

利用者の負担が大きくなりすぎないように、所得に応じてひと月あたりの上限額(負担上限月額)が設定されます。

ひと月に利用したサービスの量にかかわらず、それ以上の負担は発生しません。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額	
		18 歳未満	18 歳以上
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	0円
一般1	市町村民税課税世帯で、所得割が 16 万円(児童は 28 万円)未満	4,600円	9, 300 円
一般 2	市町村民税課税世帯で、一般1以外	37, 200 円	37, 200 円

## 【世帯の範囲】

18 歳未満の方	18歳以上の方(左記に該当する方を除く)
保護者の属する住民票世帯	本人及び配偶者

## 負担を軽くする仕組み

高額障害福祉サービス等給付費等	複数のサービス(障害福祉サービス、障害児通所支援、障害児人所支援、補装具支給、介護保険)を利用した際の定率負担の合計が、基準額を超えたときに、超えた部分を払い戻します。	
食事提供体制加算	所得の低い方が児童発達支援を利用したときに必要となる 食費の一部を支給します。	
境界層対象者に対する負担軽減	定率負担や食費・光熱水費を支払うと生活保護の対象になる場合に、生活保護の対象にならない水準まで定率負担などを引き下げます。	

各負担軽減を受けるには、手続きが必要です。(食事提供体制加算については、負担上限月額と併せて認定しますので、手続きは不要です。)